第1 監査の請求

1 請求人 略

- 2 請求人代理人 略
- 3 請求書の提出平成23年2月24日

4 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『1. 請求の要旨

平成22年4月から平成23年2月にかけて、大阪府庁の部局のうち、総務部税務室、 総務部財産活用課、総務部庁舎管理課、府民文化部、教育委員会文化財保護課、人 事委員会事務局、収用委員会事務局、政策企画部の各部局を咲洲庁舎に移転し、そ のために府が移転費を支出した。

しかし、大阪府庁の位置を定める条例が可決されていないにもかかわらず、これらの移転費を支出することは明らかに違法・不当である。

よって、監査委員は知事に対し、支出手続き担当者に対し支出額の返還をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

さらに、平成23年3月以降、大阪府庁の部局のうち、総務部統計課、商工労働部、環境農林水産部、住宅まちづくり部、海区漁業調整委員会の各部局を移転することを計画し、府が移転費の支出を予定している。すでに移転費の支出を認める予算案が可決され、大阪府のホームページでも「大阪府咲洲庁舎への移転部局等に関する情報」が公開されるなど、移転費の支出が確実に予想される。

よって、監査委員は知事に対し、支出手続き担当者に対し移転費の支出を差し止めるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

2. 移転費の支出が違法かつ不当である理由①(地方自治法4条1項と関係)

(1) 移転の目的について

平成21年2月の府議会及び平成21年9月の府議会では、「大阪府庁の位置を定める条例制定の件」を府議会に提出しており、今回の移転が、単に咲洲庁舎の分庁としての使用を目指すものではなく、将来の咲洲府庁への府庁移転を目指し、その一環として行われるものであることは明らかである。

条例案が否決された後の平成21年9月の定例会本会議でも、府知事は「なぜW

TCへの庁舎の移転というものにこだわりがあるのかということになりますと、これはずっとこれまで議会で主張させてもらったとおり、そのほうがいいと僕は思っているからでありまして、そういうこだわりはあります。

ただ、庁舎の位置を定める条例というものが否決されたことは、これはもう大変重いことでありまして、ただそのときの議会の多くの声は、本当に大阪市と大阪府が立てたこのプラン、咲洲のまちづくりのプランというのは本当なのかといことだと思いますので、あそこが本当になると、WTCに大阪府庁が移ることが本当に大阪のためになるということがしっかりわかるようにできれば、庁舎の位置を定める条例については、議会の皆さんに御理解いただけるというふう思っています。」と将来的に条例案を可決し、府庁を咲洲庁舎に移転する方針を明言している。

さらに、平成22年5月の定例本会議でも、府知事は「あとは、やっぱり僕は、一番の決め手は、府市連携よりも何よりもWTCへの庁舎移転、そこしかないと思ってるんですよ。いや、僕はもうこの特区の話とかWTCの問題を言ってきたときに、港の問題、空港の問題、それから特区の問題、言い続けてきました。もちろん、あの時点では、まだ夢物語みたいなことで言われましたけれども、今このステージに来て、これで否定される理由というものは何なのか。で、僕は焦ってます。六月に成長戦略の中に入っていきますし、港湾の指定も、ハイパー中枢港湾の話というのも六月になってます。それから、特区指定というものが六月に成長戦略で入れば、もうそこから秋冬にかけて、本当に選定作業が入るんですね。

僕は、ここでWTCへの庁舎移転というものをもう一つ軸にして、どうしても大阪でアジアに勝てる、僕のまた思い描いてる経済特区というものを広げて、アジアの中で打ち勝っていきたいと思うんですね。もう、あとは議会の皆さんの判断で、僕が言ってきたこと、積み重ねてきたこと、それでだめなんだったらだめで結構ですけれども、ここまで僕は環境を整えたつもりです。二元代表ということであれば、あとは議会の皆さんの判断で、本当に大阪の特区を成立させるかどうか。WTCの移転、僕はそれは物すごい注目されてると思ってますので、そこが一番のキーポイントだと思ってます。」などと述べ、大阪府庁を咲洲庁舎に移転する考えを改めて明言している。

(2) 移転についての法律上の制限について

このように、今回の各部局の咲洲庁舎への移転は、将来的に大阪府庁自体を咲 洲庁舎に移転する計画を前提とし、その一環である。

しかし、この庁舎の移転には法律上の制限があり、必ずしも移転が実現できる とは限らない。 すなわち、地方自治法第4条第1項は「地方公共団体は、その事務所の位置を 定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならな い。」としている。

したがって、大阪府庁を咲洲庁舎に移転するには「大阪府庁の位置を定める条例」の可決が必要不可欠である。

平成21年3月の議会で「大阪府庁の位置を定める条例」案(以下、単に「条例案」という)が提出されたが、賛成46、反対65、無効1で否決された。

また、平成21年9月の府議会でも条例案が提出されたが、賛成52、反対60で否決された。

条例案の可決には2/3の賛成が必要であるにもかかわらず、平成21年3月の府議会、同年9月の府議会のいずれにおいても、賛成は半数にすら届いていない。

このように、将来的にも「大阪府庁の位置を定める条例」が可決される目処は 全く立っていない状況である。

(3) 条例が可決されていないにもかかわらず、府庁自体の移転を目的として、移転費を支出することが違法かつ不当であること

「大阪府庁の位置を定める条例」が最終的に可決されなかった場合、大阪府庁を咲洲庁舎に移転することはできず、咲洲庁舎と大手前庁舎の2庁舎体制になることが予想される。

しかし、咲洲庁舎と大手前庁舎の2庁舎体制とすることは、各部局の連携が必要な問題を処理する場合、大阪府職員が2庁舎間を移動しなければならないこととなり、行政の効率を極めて悪化させ、コストを増大させることは明らかである。

また、府民の便宜の点からも、1つの問題の担当部局が複数にまたがる場合は、 2つの庁舎に赴いて相談、手続を行わなければならず、不便きわまりない。

さらに、2庁舎併存の場合、庁舎の維持管理費の増加も膨大である。

平成21年9月の定例府議会本会議においては、大阪府の総務部長が「現在の本 庁舎とあわせてWTCビルを庁舎として活用した場合の課題についてお答え申し 上げます。

まず、九月議会でお示しした庁舎移転案の財政シミュレーションのもとに計算いたしますと、今回、府庁本館、別館を残しまして、民間ビル庁舎解消などの前提で試算をいたしました。この結果、維持管理費が、大手前とWTCの両方で維持管理費が必要となりますので、収支で見ますと、マイナス六百三億円、九月の比較では、差し引き百九十四億円の負担増となるということでございます。

また、庁舎機能が離れることになりますので、業務の効率性を確保するために は、大手前との連絡調整手段が必要となってまいります。例えば、専用回線であ りますとか、共用LAN等の設置などが必要になってまいりますので、こうした 工事を講じることを現在検討しているところでございます。」と答弁している。 このように600億円以上のコスト増が見込まれている。

結局、「大阪府庁の位置を定める条例」が最終的に可決されなかった場合、咲 洲庁舎と大手前庁舎の2庁舎体制になって、行政効率及び府民の便宜を著しく悪 化させることになる。

咲洲庁舎への各部局の移転が、大阪府庁自体を移転しようとする目的ではじめたものであるならば、条例案の可決を待って移転費を支出して移転を進めるべきであり、条例案が可決されないうちに、2庁舎分立の危険をおかしてまで移転費の支出をすることが違法かつ不当であることは明らかである。

(4) 仮に条例案が可決されたとしても、移転自体が地方自治法第4条第2項により 違法であり、府庁舎の移転を前提とする移転費の支出もまた違法かつ不当である こと

地方自治法第4条第2項により、府庁の位置は「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」とされている。

将来的に条例案が可決されたとしても、咲洲庁舎の位置の点でこの地方自治法 第4条第2項の要件を欠いていれば、府庁の移転計画自体が違法かつ不当であ る。

この点、まず交通の事情をみれば、特に公共交通機関からアクセスする場合、 大阪のターミナル駅から迅速にアクセスできることが重要である。

現在の府庁は大阪のターミナル駅である、梅田駅、難波駅から約15分程度である のに対し、咲洲庁舎は両駅からいずれも30分以上かかる。

咲洲庁舎に府庁を移転することは住民の利用に最も便利であるように交通の事情について適当な考慮を払ったとは言えない。

また、他の官公署との関係でも、府警本部や国の合同庁舎が大手前地区に集中しているのに対し、咲洲庁舎は他の官公署と離れている点で住民の利用に便利であるとは到底言えない。

従って、仮に条例案が可決されたとしても、府庁の移転自体が地方自治法第4条第2項に反し違法であり、府庁の移転を前提にそれに先行してする各部局の移転もまた違法かつ不当である。

3. 監査委員の監査に代えて個別外部監査に基づく監査によることを求める理由 大阪府庁の移転を巡る問題は、大阪府民の重大な関心事であり、監査の公正を確保することが必要不可欠である。 仮に監査委員における監査を行う場合、監査が公正に行われたとしても、結果いかんによっては、監査に対して政治的に圧力が加えられ、監査が不公正に行われたのではないかという疑いを招くおそれがある。

したがって、監査の公正に対する大阪府民の信頼を確保するためにも、個別外部 監査に基づく監査が必要不可欠である。

4. 監査の公正を確保するため、意見陳述の機会は公開の場で実施するように求める。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を 請求します。併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査 について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求 めます。

添付資料

1 大阪府のホームページ「大阪府咲洲庁舎への移転部局等に関する情報」の写し

- 2 平成21年9月府議会議事録
- 3 平成22年5月府議会議事録

第2 監査の実施

1 請求の受理

本件請求は、地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め受理することとした。

2 個別外部監査契約に基づく監査を行わなかった理由

監査委員は、知事が議会の同意を得て任命する都道府県に必置の行政委員であり、 知事から独立した執行機関である。(法第180条の5第1項、法第196条第1項)

さらに法第198条の3第1項において、「監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。」と規定されている。

したがって、請求人の「監査が公正に行われたとしても、結果いかんによっては、 監査に対して政治的に圧力が加えられ、監査が不公正に行われたのではないかという 疑いを招くおそれがある。したがって、監査の公正に対する大阪府民の信頼を確保す るためにも、個別外部監査に基づく監査が必要不可欠」との主張は理由がない。

また、本件事案は監査委員では判断できない高度な専門知識を必要とする事案とは認められず、外部監査人による監査の必要はないと判断した。

3 請求人及び請求人代理人の陳述

法第242条第6項の規定により、平成23年3月14日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人及び請求人代理人からは請求書記載事項の補足として以下の内容の陳述があった。

ア 請求人代理人の陳述

- (1) 平成22年4月から平成23年2月24日までの間に移転関係費として、2億6千4百万円を支出して大阪府庁の部局の一部を咲洲庁舎に移転し、さらに7億1千4百万円の移転関係費の支出が今後予定されている。
- (2) この移転は単に第二庁舎を作るということではなく、将来の咲洲庁舎への府庁移 転を目指し、その一貫として行われるものであることは咲洲庁舎への移転条例案が 2度にわたり議会に上程された経緯やあるいは府知事の発言から見ても明らか。
- (3)「大阪府庁の位置を定める条例」(以下、「位置条例」という。)が最終的に可決されなかった場合、大阪府庁を咲洲庁舎に移転することはできず、咲洲庁舎と大手前庁舎の2庁舎体制になることが予想される。しかし、咲洲庁舎と大手前庁舎の2庁舎体制は、行政の効率を極めて悪化させ、コストを増大させることは明らか。

また、府民の便宜の点からも、一つの問題の担当部局が複数にまたがる場合には、二つの庁舎に赴いて相談手続等を行わなければならず不便極まりない。

咲洲庁舎への各部局の移転が、大阪府庁自体の移転を目的とすることで始めたものであるから、位置条例案の可決を待って移転費を支出して移転を進めるべきものであり、同条例案が可決されないうちに2庁舎分立の危険を冒してまで経費を支出することは、無駄であり不当である。

(4) 仮に位置条例案の問題をクリアしたとしても、府庁の位置は法により住民の利用 に最も便利であるように交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を 払わなければならないとされている。咲洲庁舎はこの要件について欠いており咲洲 庁舎への府庁の移転は計画自体が違法である。

すなわち交通の事情からいえば、現在の大手前庁舎が大阪のターミナル駅である 梅田駅、難波駅からいずれも15分程度のアクセスであるのに対し、咲洲庁舎へのア クセスは両駅から30分以上かかる。

また、法令で規定されている他の官公署との関係についても、府警本部や国の合同庁舎が大手前地区に集中しており、咲洲庁舎はこれらの施設から離れている。法の趣旨にのっとり、住民の利用にもっとも便利であるように適当な考慮をすれば、府庁舎は現在の場所で建て替えるべきであり、咲洲庁舎への移転は要件を満たさず違法であることは明らか。

(5) また、咲洲庁舎への移転は防災の面からも非常に問題がある。先の東日本の地震

において、甚大な被害があったが、この咲洲庁舎が立っている埋立地というのは、 もともと液状化しやすい。

咲洲庁舎があるあたりは標高5メートル程度で、今回の大津波は15メートルであると聞いている。同程度の津波が発生すれば、WTCビルが防災の対策本部として機能するどころか逆に被害の中心地域になるのではないかと思われる。

日本は地震国で関西にも一定の周期で地震がくることはほぼ確実であり、あえて そのような場所にすることは関西経済の将来にとっても非常に重大な損害を与える ことになりかねない。

イ 請求人の陳述

(1) 今回の府庁移転問題は、権力行使の行き過ぎが明確である。議会で位置条例案は 2度にわたって否決された。通常、位置条例案が2度にわたって否決されたという 議会の決定を重く受け止めているのであれば、当然庁舎移転を断念するだけでなく、 そもそもWTCの購入そのものを断念することが本来である。

ところが位置条例案が否決されているのにWTCは買い取るという何とも不可思議な結果に理解ができない。大阪府民の多くの声は、大阪府庁の移転は否決されたのにどうしてWTCに移転し始めているのかということである。

(2) 法に規定される事務所の判断基準を行政自らが縮小解釈を行って、今回の移転を開始している。すなわちWTCは主たる事務所にあたらず分庁舎であるから、3分の2の議決がなくても部局の移転は可能であるという解釈である。法にある事務所の位置を定め、又はこれを変更するにあたっては住民の利用に最も便利であるように交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないという規定の精神を読み取れば、今回のように部局の多くが咲洲に移転するということは、当然に住民の利用に最も便利であるようにという条文の趣旨から逸脱している。

知事は二つの分庁舎は経費のムダが発生するので咲洲に統一すべきとの論理展開をしている。無駄を省くのであれば咲洲への移転をやめて本来の大手前へ統一するべきである。

(3) 購入を決めたのは議会であるという反論があるかもしれないが、庁舎移転に議会の3分の2の賛成が必要であるという決定を重視すべき。

さらにWTCの活用が大阪府庁の部局移転しか知恵が出ないということであれば、 位置条例案が否決されている以上、WTCの購入を見合わせることも大阪府の判断 としてあったのではないか。

(4) 大阪府の財政状態は、報道等で黒字化されたとされているが、一方で別の指標を みれば、決して良くなっていない。平成21年度決算に基づく健全化判断比率等にお いては、実質公債費率、将来負担比率ともに平成21年度における二つの数値は悪化 している。実質公債費率は、平成17年15.5%、平成18年16.7%、平成19年16.6%、 平成20年16.6%と推移しており、今回、17.2%に上昇している。知事が就任当初、 大阪府財政緊急事態宣言を出した当時よりもこの数値は悪くなっている。

知事は、咲洲庁舎を活用しないとかえって不作為による損害がでると言われたようであるが、そもそも損害は位置条例案が否決されている状況においてWTCを購入したことに起因していると考えている。

府の総務部長は、大手前と咲洲に分かれることによって発生するコストはWTCの購入費よりはるかに上回るのではないかと発言していることは知事もご存じのことではないかと思う。それを知りながら咲洲庁舎に移転するということは作為による損害を大阪府に与えていると言えるのではないか。議会の決議を真摯に受け止めると購入を強行したことに問題があるのであって責任をすり替えている。

現在の財政状態をきっちりと認識すれば、大阪府には知事の思いを遂げさせるようなムダな出費を行う余裕は全くない。

(5) 知事には府民に自分の政治判断を充分説明し納得を得る最大限の努力をする義務があり、それが有権者への責任である。

知事はスピードを重視されるが、このスピードを重視するあまり本来踏まなければならない手続をすっとばすところがあり、このことが問題である。充分な説明と納得のいく議論を経ればスムーズでスピーディな街づくりは可能である。

(6) WTCそのものについては、11日発生した大地震に対して直撃を受けていないにもかかわらず数々のトラブルを生じたとの報告がなされている。今回の災害の様子をみるにつけ大阪府民に本当に大阪府庁が咲洲で大丈夫なのかということに対して再度警鐘ならしているように思える。

関西大学の教授は、咲洲に大阪府庁は移転すべきではないといわれている。一方知事は耐震補強をいわれているが、今回の災害をみれば、耐震の問題ではなく埋立地の液状化、さらに津波の問題がある。

4 監查対象事項

平成22年4月から平成23年2月にかけて、大阪府庁部局のうち、総務部税務室、総務部財産活用課、総務部庁舎管理課、府民文化部、教育委員会文化財保護課、人事委員会事務局、収用委員会事務局、政策企画部の各部局を咲洲庁舎に移転し、そのために府が移転費264,000千円を支出した。

これらの移転費を支出したことは違法・不当か。

また、平成23年3月以降の咲洲庁舎への移転に対して支出することが予定されている714,000千円の移転費を支出することが違法・不当か。

5 監査対象部局

大阪府総務部

第3 監査対象部局等の陳述

- 1 平成23年3月15日に、監査対象部局である大阪府総務部に対し陳述の聴取を行った。
 - (1) 位置条例案が可決されていないにもかかわらず、移転費を支出することは違法、 不当であるという主張について

咲洲庁舎については、平成21年9月議会において庁舎の位置条例案は否決されたが、購入のための債務負担行為は認められた、さらに平成22年2月議会では、ビル購入費、ビルの改修費、一部部局の移転経費の予算が認められたので、それを受け府の部局の一部が入居する庁舎いわゆる分庁舎として有効活用している。

法では、その自治体の主たる事務所以外に分庁舎などの事務所を設けることを禁止する規定はなく、主たる事務所以外に事務所を設けたと考えている。

どこまでの機能を有すれば主たる事務所といえるかについては、法に明文の規定はなく、都道府県庁の役割や大阪府の実情を踏まえて総合的に判断すべきと考えている。少なくとも、意思決定する機能である知事と議会は主たる事務所にあるべきと考えている。

今回の部局移転の内容は、住民の代表である意思決定権限を持つ知事と議会は従前どおり主たる事務所である大手前に残り、それに加えて例えば政策企画部や総務部など政策決定機能についても大手前に残る。このことから主たる事務所の定義の中に入っていると考えている。

(2) 今回の移転が、単に咲洲庁舎の分庁としての使用を目指すものではなく、将来の 咲洲庁舎への府庁移転をめざして、その一環として行われていることは明らかで、 そのため位置条例案が可決されていないにも関わらず府庁自体の移転を目的として 移転費を支出することが違法かつ不当であるとの主張について

咲洲庁舎については、一部の部局が入る庁舎として活用を図っている。府庁の全面移転を目的あるいは一環として行っているものでない。

咲洲庁舎を部局移転として活用することについては、平成21年9月議会の終了後に部局移転ということで議会にも説明しており、平成22年2月議会において、旧WTCビルの購入、改修、部局移転に係る予算が認められた。また、平成22年の5月議会において、このビルを府庁舎の用に供するため重要財産の取得についても認められたところである。

(3) 位置条例案が最終的に可決されなかった場合に咲洲庁舎と大手前の2庁舎体制になって行政効率と府民の便宜を著しく欠くとの主張について

これについては、取得をして庁舎として活用しないのであれば購入した費用が無駄になり、府民の利益を損なう恐れもある。また、咲洲庁舎を活用することによって府市連携の推進、民間ビルの借り上げ庁舎の解消、それとWTCビルがOA仕様

であるため、執務環境の改善を目指すことができることを踏まえて部局移転として 進めている。

- (4) 知事が庁舎移転をあきらめていない旨の発言を行っていることについて これは将来的に府庁舎を全面移転するのかどうかについて、議会で改めてご議論 いただきたいという趣旨を表明しているのではないかと考えている。この発言をも って今回の部局移転が全面移転を目的としているものではない。
- (5) 仮に位置条例案が可決されたとしても、移転自体が法第4条第2項により違法であり、府庁舎の移転を前提とする移転費の支出もまた違法かつ不当であるとの主張 について

現段階では部局移転を目的としての経費を支出している。主たる事務所はあくまでも大手前であるので咲洲庁舎の位置が主たる事務所の位置としてふさわしいかどうかについては当、不当の理由にならないと考える。

(6) 今回の咲洲庁舎へ移転を予定している部局は、総務部の税務室、財産活用課、統計課、府民文化部の府政情報室以外の課室、商工労働部、環境農林水産部、住宅まちづくり部、教育委員会の文化財保護課、人事委員会事務局、収用委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局。移転の規模は職員数でみると本庁全体の職員数が約5,000人で、そのうち移転対象となる職員は約2,000人。

移転の面積的な規模は、床面積で23,000平方メートルが移転

- (7) 位置条例案の可決を待たないでさらに部局を移転する具体的な計画はない。
- (8) 位置条例案が可決されないままでどの程度まで移転することができるかについては、量と質という二つの面で考える必要がある。質というのは意思決定の中枢である知事と議会それに関連する政策決定機能は主たる事務所にあるものと考える。量の関係で5,000人のそのうちの4割というのは部局移転の範囲にとどまると考える。
- (9) 4割というのは一部という意味ではなく、主たる事務所の移転にはあたらないという意味である。
- (10) 平成23年2月議会が終了後、商工労働部、環境農林水産部、住宅まちづくり部が 移転する。
- (11) もともと、民間ビルに入居している人数は1,500名程度。民間ビルから本庁舎へ移転するところや本庁舎から咲洲庁舎へ移転することもあるため、移転する2,000人のうち借り上げ庁舎に入居している人数は明確にはわからない。
- (12) 職員の職務環境改善というのは最優先するような課題ではないが、民間借り上げビルの解消と府市連携などとあわせて職務環境の改善もメリットの一つとして考えている。
- (13) 府市連携について、府は、政策企画部から府市共同チームが参加している。 大阪市からは、計画調整局が参加している。

- 2 府総務部の陳述に対して、請求人及び請求人代理人から以下の意見が出された。
 - ア 請求人代理人の意見
 - (1) 今回の咲洲庁舎への移転が府庁の全面移転を目的としたものではないという発言は明らかに事実に反する。本来全面移転を目的としなければWTCのビルをまるまる購入する必要がない。また、府知事の発言や位置条例案が2度も否決された後にさらにWTCへの移転を目的として関西州の計画を練られていること、それから、移転案が予算案と同時に議会に上程された経緯からしても単に分庁舎としての利用を目的としているのではなく、府庁移転を前提として先にできるところだけ移転してしまおうというやり方であることは明らか。本来位置条例案の可決を待って移転するべきものであり、位置条例案可決を前にして事実上移転さしてしまって無理にでも咲洲に移らせる体制をつくらせようとしている。
 - (2) 府市連携ということを言っているが、現実には全く機能していない。
 - (3) 職員の執務環境改善ということは、このような大量の税金を使うことの正当事由には全くならない。

イ 請求人の意見

- (1) 法に言われる主たる事務所の定義の住民の利便性というのは、府庁の持つ許認 可権限に対して住民が訪れるとうことを含めての話である。政策決定機能と知事 と議会、このように住民という発想のないなかで定義を主張されているというの は非常におかしい。
- (2) 議会を重視するのであれば、議会が大手前にあって職員が咲洲にいくというのは議会で審議されるにあたって支障が生じ、重視することにならないのではないか。

第4 監査の結果及び判断

- 1 事実について
- (1) WTCビルの取得と府庁舎の移転について
 - ア 位置条例案とWTCビル購入予算案

大阪府庁舎としてWTCビルを購入し、府庁を移転することが発案され、平成 21年2月定例府議会に、WTCビル購入予算案(債務負担行為)と位置条例案が 上程されたがどちらも否決された。

その後、平成21年9月定例府議会に再びWTCビル購入予算案(債務負担行為) と位置条例案が上程され、位置条例案は否決されたが、WTCビル購入予算案 (債務負担行為)は可決された。

イ WTCビル取得に係る議会の議決と移転に係る予算の議決

平成22年2月定例府議会において、WTCビルを庁舎として使用するための購入予算案及びWTCビルの改修費、庁舎管理費、移転費用等1,766,000千円を含

む当初予算案が可決された。

なお、WTCビルへの部局移転に係る予算については、平成23年2月定例府議会において、補正予算案が議決され978,000千円となっている。

さらに、平成22年5月定例府議会において、WTCビルを庁舎として使用するために取得することが議案として提出され、議決された。

(2) WTCビルの取得

平成22年3月26日大阪府は、㈱WTCビル破産管財人とWTCビル購入に係る仮契約を締結し、平成22年5月定例府議会におけるWTCビル取得議決により、平成22年6月1日にWTCビルを取得した。

(3) 咲洲庁舎への一部部局の移転について

咲洲庁舎取得後、大阪府は、次のとおり本庁舎及び周辺借上げ民間ビルから咲洲 庁舎への移転計画を発表し、順次移転を行っている。

平成22年4月1日 総務部 (庁舎管理課分室)

平成22年7月1日 政策企画部 (府市共同チーム)

平成22年11月29日 総務部財産活用課

平成22年12月27日 府民文化部(府政情報室及び大阪マラソン事務局を除く。)、 人事委員会事務局

平成23年1月17日 教育委員会事務局文化財保護課

平成23年2月14日 総務部税務室、収用委員会事務局、

府民文化部大阪マラソン事務局

平成23年3月14日 総務部統計課

平成23年3月22日 商工労働部 (新エネルギー産業課を除く。)、環境農林水産部、 住宅まちづくり部 (建築振興課を除く。)、海区漁業調整委員 会事務局

さらに平成23年3月30日には商工労働部新エネルギー産業課が、同年5月2日には住宅まちづくり部建築振興課が移転することとなっている。

本件請求が提出された平成23年2月24日現在における咲洲庁舎への一部部局移転費用の支出済額は264,000千円であり、平成23年2月補正予算ベースでの支出予定額は714,000千円である。

(4) 人数による移転の規模は、本庁に勤務する職員約5,000人のうち約2,000人が咲洲庁舎へ移転する。なお、これまでに本庁に勤務する職員のうち周辺7カ所の借上げ民間ビルへの入居者数は約1,500人であった。

2 判断

請求人は、今回の一部部局の咲洲庁舎への移転が、咲洲庁舎への府庁の移転の一環 として行われており、位置条例案が府議会において可決されていない状況での移転費 用の支出は法第4条第1項の規定に反し違法・不当である旨主張している。

また、例え位置条例案が可決されたとしても、法第4条第2項の規定に違反し違法である旨主張している。

(1) 法第4条第1項に規定する事務所について

法第4条第1項に規定する事務所については、明確な定義は存在しないが、地方 公共団体の庁舎のうち、主たる事務所を指すものと解される。

また、法第4条第1項の規定は地方公共団体の事務所の所在地に関して条例でその位置を定めることを求めているが、分庁舎の設置やその位置については法になんら規定が存在せず、分庁舎の設置を禁止するものでもなく、分庁舎の位置を条例で定めることを求めているとも解されない。(昭和30年7月29日自丁行発第101号)

なお、咲洲庁舎の取得については、府議会において庁舎としての取得が認められている。

(2) 咲洲庁舎への一部部局の移転について

咲洲庁舎への一部部局の移転については、約2,000人の規模の移転となるが、大阪府本庁職員の約4割の人員の移転にとどまるものであり、大阪府の主たる執行機関である知事の執務室及び政策企画部秘書課・企画室、総務部財政課・行政改革課等の部局や大阪府の意思を形成する議会、議会を補助する議会事務局などの主要な組織が本庁舎にとどまっていること並びに現時点でさらに部局移転を行う具体的な計画はないことに鑑みれば、全面移転の一環として行われていたとは認められず、法第4条第1項に規定する事務所の変更とも認められないものであり、本件移転費用の支出が違法・不当と解することはできない。

(3) 法第4条第2項の規定違反について

請求人は、位置条例案が府議会で可決されたとしても、咲洲庁舎への移転は法第 4条第2項の規定に違反し、今回の一部部局の移転費用の支出も違法である旨主張 するが、法第4条第2項は、法第4条第1項の地方公共団体の事務所の位置を定め 又は変更するに当って考慮を払わなければならない事項を定めた規定であって、本 件請求の対象である移転費用支出の原因である咲洲庁舎への一部部局の移転は、法 第4条第1項の「事務所の位置を定め又はこれを変更するとき」に該当しないので あるから、法第4条第2項の規定に違反するという請求人の主張は失当である。

(4) 咲洲庁舎への移転による行政効率の低下等

請求人は、咲洲庁舎への一部部局の移転による行政効率の低下や府民の利便性の低下、維持管理費等の増加をもって本件移転費用が違法・不当である旨主張している。

咲洲庁舎へ一部部局が移転することにより、府庁内部の連絡や他官公署との連絡 等効率性が低下する懸念や府民の利便性が低下するおそれはあるものの、二つの庁 舎を抱えることが、著しく行政効率や府民の利便性の低下を招くものとまではいえ ず、借上げ民間ビルを解消し、それらをまとめる効果も認められるため、一部部局 の移転費用の支出が違法・不当とはいえない。

また、二つの庁舎を抱えることにより維持管理費等が増加することも見込まれる ものであるが、咲洲庁舎を購入したまま活用せず現在の民間ビルへの入居を続ける とすれば、さらに維持管理費が増大することとなる。

そのことも含めて総合的に判断する必要があり、維持管理費の増大をもって、ただちに違法・不当とはいえない。

(5) 本件一部部局の移転は、移転の規模等客観的にみて府庁自体の移転ではなく、また、実質的に府庁自体の移転と同視すべきものといえないので、法第4条第1項及び第2項の「事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするとき」に該当しない。

3 結論

以上のとおり、本件一部部局の咲洲庁舎への移転が、法第4条第1項及び第2項の 規定に違反し、本件移転費用の支出が違法又は不当な支出であるとの請求人の主張に は理由がないものと判断する。

よって、請求人の請求を棄却する。